

## 第69回原状回復対策協議会

と き：平成29年1月21日（土）

午後2時20分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

## 1 開 会

○長谷川主任主査 それでは、定刻よりも若干ちょっと早いのですが、第69回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会いたします。

私は、本日の司会進行役を務めます廃棄物特別対策室の長谷川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会に当たりまして、本日委員の皆様のお出席状況でございますけれども、委員14名中11名の出席をいただいておりますので、会議として成立することをご報告いたします。出席者名簿の中に高嶋先生が本日ご出席ということでしたけれども、急遽ご都合が悪くなったということで、本日ご欠席でございます。

また、事務局の職員につきましては、名簿記載のとおりでございましたので、個別の紹介については、省略させていただきたいと思っております。

## 2 あいさつ

○長谷川主任主査 それでは、開会に当たりまして、環境生活部環境担当技監の松本から一言ご挨拶を申し上げます。

○松本環境担当技監兼室長 皆さん、こんにちは。環境担当技監の松本でございます。本日は、委員、オブザーバーの各位にはご多用のところ、またお足元の悪い中、原状回復対策協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、前回の9月24日に開催しました第68回の本協議会におきまして、VOC対策の完了と、1,4-ジオキサン対策につきましてご説明をさせていただきました。特にジオキサン対策につきましては、A地区西側における高濃度汚染土壌の掘削除去等の追加対策を昨年末にかけて実施する旨ご説明をさせていただきました。

ご協議の中で、この追加対策の結果を踏まえ、原状回復に向けた何らかの検討が必要であれば、3月の協議会を待つことなく議論すべきではないかという趣旨のご意見をいただいております。この後、去る11月19日に第24回汚染土壌対策技術検討委員会を開催したところでありまして、土壌掘削を含む残る1,4-ジオキサン対策について当委員会にお諮りをし、その技術的評価をいただいております。

このような状況の中、汚染土壌の掘削除去作業が12月9日に完了しましたことから、水質

の状況や今後の地下水等のモニタリングといった事業展開の見通しにつきまして、本日ご説明をさせていただきたいと考えております。

今後、現場の汚染状況は収束に向かうものと考えておりまして、浄化の見通しが立った状況にあるものと認識しておりますが、県としましては地域の皆さんに安心していただきますよう、県境不法投棄現場の原状回復に可能な限りの対策を講じてまいる所存でございます。

委員各位におかれましては、引き続き忌憚のないご意見、ご助言をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 協議事項

#### 1,4-ジオキサン対策について

### (2) その他

○長谷川主任主査 それでは、議事に入らせていただきます。

当協議会の議事進行は、設置要領第4条第4項の規定によりまして委員長が行うこととなっております。ここからは、齋藤委員長に進行をお願いいたします。

それでは、齋藤委員長、よろしく願いいたします。

○齋藤委員長 ご苦労さまでございます。今室長さんから丁寧に説明をいただきましたので、現状はご理解いただいたものと思います。これまでジオキサン対策ということで、大がかりな汚染土壌の掘削等が12月中に終わる見込みで、その結果等によって今後どのように進めていくかということ、これは協議会で検討していただいたほうが良いということで、1月に開催をさせていただくことになりました。

ご承知のように、VOCは浄化終了ということでしたが、この1,4-ジオキサンについて言えば、平成21年ですか、環境基準の追加項目になって、我々協議会も当初の計画ではこれに対応するといったことを当然予期していなかった。環境基準に加えられ、まさに岩手の現場で試行錯誤して浄化に努力をしてきたという経緯があり、それが前進したということが今日ご報告いただけたと思います。それを踏まえて今後について皆さんのご意見をいただきたいというのが今回の趣旨でございます。

協議事項として、1,4-ジオキサン対策とまとめて書いてありますが、これまでの浄化の成果をまずご説明していただいて、皆さんからのご意見をいただいて、今後どうするのだと

ということについてのご提案をいただくと、2段がかりでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、事務局のほうで浄化の現状、どの程度進んだかということについてご説明をお願ひしたいと思ひます。

○川又主任 廃棄物対策室の川又と申します。これまでの対策の状況と、それから地下水等の調査結果についてご説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。平成21年に環境基準に設定されました1,4-ジオキサンのつきまして、場内の地下水から検出されているため浄化を実施しております。

まず、基本対策として、平成25年当初に設置した10センチ程度の長方形の揚水井戸から汚染地下水を回収し、水処理施設で処理するという洗い出し処理により浄化を行っております。

次に、追加対策として、図1の赤い丸で示していますような直径2.5メートル、3.5メートルといった大型の井戸を設置し、揚水量を強化してきているという状況にあります。

濃度の高い値が継続していた地区については、別の位置の青い点線で囲ったところですが、A地区の西側、それからA-B地区境界部というところがあります。A地区西側は汚染土壌の掘削除去という対策を講じ、12月に完了しております。また、A-B地区境界部は同じように汚染土壌の掘削除去を行い、一部掘削除去が地形的に難しいという北側の斜面は、穴のあいた塩ビ管を差し込む横ボーリングを施工し、塩ビ管から汚染地下水を出すような対策を実施しております。横ボーリングは、昨年の8月に施工が完了しております。

これら2つの地区は、現在モニタリングを実施している状況です。

資料の2ページをごらんください。A地区西側の状況について詳しくご説明したいと思ひます。この地区は、平成27年12月の調査により、高さ約10メートルぐらいの想定汚染土壌があるということが確認されました。それを踏まえ、今年度汚染範囲の特定のための調査を実施し、その汚染範囲を特定しました。

その浄化対策として、直径14メートルのライナープレートを施工しながら汚染土壌を掘削するという対策を実施しました。

施工の様子を写真撮影しておりますが、かなり大きな円の形になって、土壌を掘削してはそのプレートを継ぎ足し、掘削したらプレートを継ぎ足しということで、高さ13メートルぐらいまで掘削し汚染土壌の掘削を行い、12月上旬に作業を完了しました。

掘削した土壌を分析したところ、土壌の溶出試験では0.2ミリグラムパーリットルという濃度であり、かなり高濃度の汚染土壌が掘削除去されたということが確認されております。

また、図の2の右側の平面図に黒い線で新規設置モニタリング井戸A-1とありますが、そこに新しいモニタリング井戸を設置しております。今回資料にはちょっと間に合わなかったのですが、1月に採水した結果、その地下水において0.11ミリグラムパーリットルの地下水があるということが確認しております。掘削除去前は、その付近に1-⑤-Uという井戸があり、そこは10月に0.68という値が確認されていたことから、濃度が約6分の1になっており掘削除去の効果があったという状況です。

まとめますと、この地区は、汚染土壌の掘削除去を終えて、汚染源はなくなったと考えておりますが、周辺には掘削除去された汚染源から広がった地下水が基準の2倍程度で存在するというのが現在の状況ということですから、今後もモニタリング結果を注視していく必要があると考えております。

続きまして、資料の3ページをごらんください。こちらはA-B地区境界部の状況です。こちらの地区は汚染土壌を平成26年度から段階的に掘削除去してまいりました。今年度は、図の4の赤で記載した法面のところまで掘削範囲を広げて除去を行いました。掘削可能な範囲は全てその汚染土壌を掘削除去した形になっております。

ただし、図の上のほう、北側の法面につきましては、地形的に掘削除去できない部分が一部ありました。そこが青い点線で囲った部分ですが、そこに汚染が残っているということでございます。その法面は、集水管として穴のあいた塩ビ管、横ボーリングを施工し、汚染地下水をそこから集める対策を実施しております。

この横ボーリングの設置場所の写真が下の左側の写真、赤丸ですとか、緑丸、青丸とありますが、そこに合計21本の塩ビ管を横ボーリングとして施工しております。その横ボーリングから出てきている水の状況は右の写真のとおり、ちょろちょろと汚染地下水が出てきているという状況です。

なお、出てきた地下水は、左の写真の手前側の池で受けて、水処理施設に送って処理している状況です。

それから、上の図のB-1という観測井戸がございまして、こちらについては、昨年7月から測定を行っており、汚染土壌の掘削除去により撤去されたY-1という井戸の代替という意味と汚染範囲の中にあるということから、横ボーリングの効果確認を兼ね検査をしているものです。B-1は、7月は2.9ミリグラムパーリットルだったものが12月は0.77ミリグラムパーリットルと、横ボーリングの効果を確認された状況です。こちらは後ほどモニタリング結果でご説明したいと思います。

続きまして、地下水の調査結果を説明いたします。まず、7ページのA3判の資料をごらんください。こちらの表は平成25年度以降の井戸ごとの調査結果を基準超過割合に応じて色分けし、上段が揚水井戸の系統、下の段がモニタリング井戸の系統となっております。太い枠で囲んだ右側の列が最新の結果です。

12月の結果は、42井戸中12井戸で基準を超過しておりますが、全体としては基準の50倍超の赤色、あるいは5倍超のピンク色の超過井戸は減少してきております。

地区ごとで見ると、上段の上のA地区については、上から4つ目の1-⑤-Uという井戸がこれまですごく高い値で推移をしてきておりましてが、11月以降はA地区西側の掘削除去によりこの井戸ごとなくなっております。掘削除去したところに設置した井戸では、先ほどご説明したとおり、1月で0.11ミリグラムパーリットルという状況となっております。

その他、A地区につきましては、これまで0.6、0.7といった値で推移してきた汚染については、全部掘削除去をし、残ったところのヨ-4が0.11ミリグラムパーリットル、ヨ-5が0.1ミリグラムパーリットル、それから掘削除去した後のところが0.11で、一部のエリアで0.1前後の、基準の2倍程度の汚染地下水が残っているというのがA地区の現状です。

続きまして、少し下のB地区というところがございます。B地区につきましては、ヨ-1、ヨ-2、ヨ-3は高濃度が継続しており、その汚染源となっている土壌を順次掘削除去し、ヨ-1は井戸ごと撤去したことから、7月以降、北側の斜面にあるB-1という井戸で測定を行っております。8月には2.9、9月に2.8と非常に高い値でしたけれども、横ボーリングの効果により12月は0.77まで低下してきている状況です。これらのデータは、地区ごとに平均したデータのグラフというのが4ページから6ページにあります。

4ページをごらんください。4ページの上のグラフ、A地区につきましては、これまでずっと低下傾向が全く見えないという状況でしたが、A地区西側の掘削除去によって大きく濃度が低下してきている状況です。しかし、平均しても環境基準値をまだ上回っていることから、今後もモニタリングを継続していきます。

4ページの真ん中のB地区でございます。こちらは、平成26年度から段階的に掘削除去しております。それによりかなりでこぼこはしつつも、値は少し下がってきているという状況です。今年度、先ほどご説明したB-1という井戸の観測を始めてからのデータが最近の6つのデータということです。その最新のデータを見ると、低下傾向にあり、横ボーリングの効果が見られている状況です。

D地区以降、4ページの一番下から5ページ、6ページと各地区の傾向を示しており、お

おむね低下傾向にあり、かつ環境基準を下回ってきており、そのほかの地区はおおむね順調に下がってきていると考えております。

ここまでがこれまでの対策と現状のモニタリング結果ということですが、これらにつきましては昨年の11月29日に汚染土壌対策技術検討委員会を開催いたしまして、専門的な見地から技術的評価をいただいて、既にご意見等いただいており、その結果を踏まえて本日ご説明したところです。

以上で説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。汚染土壌技術対策検討委員会でもこのデータ等についてご議論いただいたということではありますが、この検討委員会の委員でもある、築田委員さんから何かこの評価について加えることがあればお願いしたいと思います。

○築田委員 11月29日、第24回土壌委員会が開かれて、今説明いただいたとおりのデータを出していただいたわけですが、まずこの1,4-ジオキサンという物質なのですけれども、何回も説明があったとおり、非常に水に溶けやすいという物質なものですから、洗い出し、揚水によってある程度環境基準以下に下げることができるのではないかという想定のもとにいろんな対策をとってきたわけでありまして。

ところが、なかなか、1年、2年、3年経過しても、落ちているところは落ちているのですが、今説明にあったA地区、B地区境界部分とか、あるいはA地区の西側部分はなかなか濃度が落ちてくれなかったということで、県としてもいろんな試行錯誤し、ボーリング調査などを行って、ようやく今回、今説明されたように、A-B地区については、汚染だまりといますか、非常に特異的な地形や掘削できない部分もあるということと、それから地質が砂もあるしロームもあると。そういった砂とロームに挟まれた状態で、砂には水が停滞している、それからローム層というのは水を通しにくいというものですから、そういったところに封じ込められた汚染土壌といますか、汚染水がたまりとして残っていたと、ようやくいろんな調査によって解明することができた。

これが土壌委員会のほうに汚染のメカニズムが説明されまして、そのたまりを取ることで、ある程度浄化するだろうということになった。対策後の数字はさっき説明されたように、1月はかなり減ってきていると。環境基準の2倍程度まで下がってきているということがデータで示されて、そのことが確認されたということでもあります。

もう一つ、A地区の西側についても、この汚染のメカニズムがなかなか解明できにくかったところがあったのですが、これも先ほど説明されたように、ライナープレートを入れて、

どんどん掘っていった。それで、井戸1-⑤-Uですか、この部分まで到達して、ようやくそこに汚染だまりがあるものを除去することができた。その除去後、設置された井戸ではかなりジオキサン濃度が低くなってきているということで、特異的な地形に対して、地質あるいは地層の関係で封じ込められていた汚染物質、土壌を除去して、今回データであらわれていたように、これからは減っていく傾向といたしますか、可能性としてはもう減っていくだろうという状況になっている。

一定のめどがついたということが確認されて、今後の対策については、場所によっては落ちてこないところもほかに出てくる可能性はあるので、そうした場所を早目早目に調査を講じて、今後ともに汚染の解明と対策を講じていく必要があること。それから地域住民の方々に安心していただくためには、引き続きモニタリングは継続してやっていく必要があること。そういうことが、土壌委員会のほうで確認されています。

私からは以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。大分前になりましたけれども、現地視察で掘削等の状況は皆さんごらんになって、ご記憶にあるかと思います。ジオキサンを浄化するところはかなりの広い範囲で掘削をして、そこにあったであろう汚染土壌は掘削して処理水で洗い出しをしているという、ごらんになったとおりでございますが、B-1のところは、安全面から掘削除去ができず、そのため汚染がずっと残り、少し数値が高い状況で推移しているところがある。

A地区の西側についても、14メートルのライナープレートという非常に巨大な代物を設置しながら掘って、汚染土壌を掘削するという対策がとられた。その結果として、目に見えて濃度が低下した状況ということだと思います。写真にもありますが、皆さん方ごらんになってご記憶のとおりだと思います。

この状況について、ご質問あるいはご意見ありましたらお願いしたいと思いますが。

佐藤委員さん、どうぞ。

○佐藤委員 B地区のヨの系統の井戸についてですか、ヨ-1が撤去になってB-1に井戸が代わっていて、そして濃度がだんだん減ってきているのですけれども、このB-1の限りなく近くで、もしかしたら同じように汚染土壌があって濃度が高くなるはないのでしょうか、これで調査や対策は十分なのでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 資料3ページをごらんください。このB-1が含まれる青い点線の中は高濃度領域があるということなので、その代表的な場所としてこの井戸をモニタリ



ングしており、ここを今集中的に対策しているところです。委員ご指摘のB-1近辺のほかにも濃度が高いところがある可能性もありますので、そこは鋭意29年度に調査しながら、もしほかにもあるのであれば必要な対策を講じるということでやっていきたいと思えます。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中澤委員さん。

○中澤委員 4ページなのですけれども、このグラフで平均濃度というのはどうやって算出されているのでしょうか。

○齋藤委員長 お願いします。

○川又主任 平均濃度のグラフのデータは、7ページにあります濃度の値を平均しているものです。

○中澤委員 今回汚染土壌を掘削除去して、これまで濃度の高かったモニタリング井戸の濃度が下がれば、当然平均濃度は下がりますけれども、例えば7ページの表にあるように、ヨ-4とかヨ-5、この濃度は別に変わっていないわけですね。そういう意味から、このグラフというのは何を説明したいのかというのが理解できない。

○佐々木再生・整備課長 このグラフは、過去からずっと使っていた経緯もあり、地区ごとに大体のおおよその濃度変化の傾向を見ているものです。ただ、ご指摘のとおり、濃度が高い井戸がどうなのかは、確かにご意見のとおりです。最大値で確認していくことが適切なのであれば、グラフを変えることも考えていきたいと思えます。あくまでこのグラフは、地区別傾向を示したグラフと考えていただければと思えます。

○中澤委員 確かに汚染土壌を掘ったことによって、その近くのモニタリング井戸の濃度は下がるということは、効果はわかるのですけれども、例えばこの場合ですと、ヨ-4とかヨ-5の濃度は全然変わらないわけです。そういう意味では、こちらの個別の井戸はあくまでも全体的な平均的なものではなくて、汚染されている井戸の地下水の濃度変化を公表したしたほうが、実際に効果があるところ、効果がないところという、そういうことを明確に理解できるのではないかと思えます。

○佐々木再生・整備課長 わかりました。全体ではなく絞った形で、ここはこういう対策をとって今こうだというようなのがわかるような形に考えていきたいと思えます。

○中澤委員 それと、ヨ-4とヨ-5というのは、濃度がそれほど変動しなくてなっていますよね。実際今、今回掘削した区画の北側というふうに、いわゆる集水井戸を設けて、横ボ

ーリングで集めていますよね。この地区についてはどのように今後対策を行うのでしょうか。

○齋藤委員長 次のところで説明いただけるかなと思いますので、大事な問題だと思いますので説明してもらいます。

ほかにご質問、ご意見ありませんか。土壌汚染のところが絞られて、その汚染土が除去された。ただ、地下水の濃度が直ぐに低くなってはいないかなという状況です。これは作業が終わったのが12月ですから、効果が現れてくるとすれば、これからということになるのではないかと見ています。

他にございませんか。

今までどこに汚染源があるのかということがわからなかったわけでございます。そういう状況調査の結果で主要な汚染源、汚染の土があり、この部分を除去して浄化を図ることは12月で終わった。今後、濃度は低下していく方向に目途がついてきたというのがこれまでの経過ということになるかと思えます。

生田委員。

○生田委員 今委員長からお話もございましたように、目途がついてというお話でした。汚染土壌の掘削除去によって1,4-ジオキサンの濃度が低下してきているということと汚染メカニズムがわかったということだけでもすごいなと感心させられておりました。よかったなと思います。

そして、A地区もそうですが、B地区も濃度が低下傾向に見られるということで、その他の地区も全体的に1,4-ジオキサンの濃度が低下傾向にあるということでもよかったのです。今まで1,4-ジオキサン対策ということで一生懸命やっていたいただいておりましたが、その延長された5年間の中で、もう少しで終わりということになりますよね。それまでに、例えばこういう濃度が完璧に低下しましたよ。安心、安全ですよ。といったことが私たち住民の中にはっきりとわかるような形のものになる、その期間の中でできるものかどうか。それは多分無理だと思います。先ほどから、モニタリングはずっと続けるということをお願いしていただいておりますので、ぜひとも例えば期間内に終わらないのであれば、やっぱり私たち住民の安心、安全のために、延期してでもその辺のところをしっかりと浄化をしていただきたいというふうをお願いをしたいところです。

○齋藤委員長 ありがとうございます。とりあえずあとで次年度の概要の説明を聞きます。県では、きちっと将来的にも安全を確認するというお話はずっとされてきて、決してその希望を裏切ることはないと思うのですが、このようなお話も出ましたので、この現状を踏まえ

てどんな対策を続けていくかということについて説明を具体的にしてください。

○佐々木再生・整備課長 具体的には次に川又から説明します。

○川又主任 資料の8ページをごらんください。先ほど前段でご説明した、これまで行ってきた対策、それから地下水の調査結果等を踏まえ、今後のスケジュールをご説明させていただきます。

資料8ページをご覧ください。先ほどご説明したとおり、A地区西側、あるいはA-B地区境界部など、汚染土壌掘削除去等が完了しており、現在、汚染源は除去した状況です。これにより地下水濃度は確実に低下していくと見込んでおり、地域の皆様の安心のため、今後も基本対策の地下水揚水と水処理、それから場内、場外を含めたモニタリングについては継続していくと考えております。

また、汚染源については、基本的に取り除いたと考えておりますが、念のためほかに汚染源がないのか、ほかに汚染土壌のたまりがないのかということを確認するため、A地区、B地区の周辺を中心に来年度に土壌調査を行い、必要であれば、追加の対策を講じるということで進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○佐々木再生・整備課長 補足でございますが、先ほど中澤委員からご意見ありましたが、ヨ-4、ヨ-5、A地区のところも横ばいではないかというところがございます。ここは、長い目で見てみますと、若干低下傾向にあります。しかし、若干まだ基準を超えている、2倍程度超えているところがございます。本年度におきましては、まず井戸1-⑤-U、A-B地区の境界など濃度の高いところに対策を講じましたので、今、川又が説明したとおり、来年度には必要などころに追加調査を実施しながら、さらに対策をどう講じたらいいかというのを考えていければと思っております。

今、結果がわかったばかりですので、本日の協議会では対策をどうするというを詳しく申し上げられませんが、次回、3月に予定している本協議会において、その時点の現状を踏まえた対策についてご説明できればと考えております。

また、生田委員からご指摘ありました、引き続き県が対策していくのかということについては、きちんとこのジオキサンには対策を講じて、地域の皆様に安心していただくようにしていきたいと考えております。

○齋藤委員長 ご質問、ご意見あればお願いしたいと思いますが。

中澤委員さん、どうぞ。

○中澤委員 質問ですけれども、A地区の西側の汚染土壌を掘削した後の、深さ14メートルの穴があいたところの跡地は今後どういうふうにするのでしょうか。何か活用するのですか。

○齋藤委員長 お願いいたします。

○佐々木再生・整備課長 原状回復事業をやっている間はそのままにしておきますけれども、将来的に事業が終わった時点で埋め戻さなければならないのか、その辺は今後の検討課題だとは思っております。埋めるにしても、きれいな土で埋めなければなりませんので、そういった形で、最終形をどうするかというのはまだ議論が進んでいませんが、今後決めていくという形になると思います。

○齋藤委員長 いかがでしょう。

○中澤委員 これも利用して、汚染浄化に役立てるということはしないのですか。それとも現状維持で放置ということなのでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 今回A-1という新しく掘った井戸の濃度を今後見ていきますけれども、必要に応じてこの大きな井戸も、例えば、周囲に少し汚染土壌が残っているかもしれない、また、地下水が2倍程度出てくる井戸があるということがあるということであれば、このライナープレート穴に水を少し入れてその汚染土壌を洗い流すということも考えなければならぬとは思っています。まずはこの辺の新しくできたA-1井戸の地下水の状況なども踏まえて、3月の協議会のときにご提案できればと思っています。

○齋藤委員長 土壌委員会でも今後の対策について、何か検討された中身があれば、築田委員からご紹介いただきたいです。

○築田委員 土壌委員会でだされた意見は、今説明ありました今後の事業スケジュール、これにほとんど取り込んでいただいたということでございます。例えばモニタリングの結果次第なのですが、随時調査して追加対策を講じることという意見が出されていますし、それから今、A地区西側、A-B地区境界、この辺についても地下水を早く排水させるための地下水浸透対策を講じるようにということも土壌委員会から意見として出されている。意見が出されたことは全てここに網羅されていますので、当然ながら土壌委員会ではこれは協議されている事項、確認されている事項だと考えています。

○佐々木再生・整備課長 今築田委員言われたとおりなのですけれども、それを踏まえて29年度にも必要な調査をして必要な対策をとるというなことで、例えばこれまで対策してきたような横ボーリングだとか、掘削だとか、地下水を増やす対策などは考えられると思いま

す。調査結果に応じて必要な対策をとってまいりたいと思います。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、どうぞ。

大沢委員。

○大沢代理（藤原委員） 二戸市の副市長の大沢でございます。市長の代理で参りましたので、よろしく申し上げます。

いろいろご苦勞いただきまして、総体的には濃度が低下傾向にあるということで、全体的には理解をできる状況だなどと思っております。二戸市といたしましては、今後のスケジュールも今お示しをいただいて、総論としてはこのとおりでなというふうに考えておりますけれども、いずれスケジュールはスケジュールとして基本としつつも、ある意味状況に応じて柔軟な対応というのも今後必要になってくると思いますので、その辺は最後までといいますか、きちんとした浄化に取り組むということで、住民の安心できる環境につながっていくという考えのもとに、今後ともしっかりと対策が必要だと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木整備・再生課長 県でもそのように考えておりますので、引き続き地域の方に安心していただけるように対策を講じていきたいと思っております。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

一応5年延長の特措法の期限が29年度ということになってはいますが、その辺の後のことについては説明ありますか。

○佐々木再生・整備課長 現状につきましては、ご指摘のとおり平成29年度、来年の3月までの計画期間になります。それにつきましては、まだ延長すると決まったわけではないのですが、環境省には現状を説明しているという状況にありますので、皆様、委員からご指摘のあったとおり、必要な対策が切れ目なく、きちっと最後までやるように環境省とも協議していきたいと思っております。

○齋藤委員長 必要があれば延長ということも協議の上で考えていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 はい、そのとおりでございます。

○齋藤委員長 前回5年延長というところの大きな課題というのは、ジオキサン対策をどう対応するかということで、試行錯誤やってまいりまして、とりあえず先は見えてきたというところまでこの5年間で進めてきた。ただ、ある程度今後の対策についても検討するという

ことはお考えいただいて、協議していただいたほうがよろしいかと思えます。ただ、延長しても5年先までということではなく、それは早目に安全が確認されるということがよいと思えます。決して延長した5年間全てかかるということではないと理解したいと思えますが、当局はどうお考えでしょうか。

○佐々木再生・整備課長 いずれ対策は早く終わらせたいと考えておりますので、委員長がおっしゃったように早目早目に対策を講じていきたいと思えます。

○松本技監兼室長 この県境事件でございますが、委員の皆様承知のとおり、平成11年に事件が発覚いたしまして長く対策をとってまいりました。おかげさまで不法投棄廃棄物については3年前に全量撤去をして、その後付随するVOC対策、それから委員長から先ほど来お話ありますように、ジオキサンについては、後から設定された環境基準に適合するように現場の浄化を進めてきたところでありまして、今回、濃度が高い汚染土壌は掘削除去して、これ以上ジオキサンがどんどん浸み込んでいくものはないという前提でございます。今後、先ほどから説明しておりますとおり、濃度が低下傾向にあるというところをきちっと確認しながら、計画期間内に頑張ってお対応してまいるといふことであります。ただ、そうは言っても先ほど佐々木課長から説明がありましたとおり、モニタリングを含めて引き続き切れ目ない対応をとっていただくということで必要な対応はとっていただくこととでございます。計画期間の延長などについて、関係する機関、環境省等とご相談はさせていただいているというところですが、まずできる限りの対応を今とっているということで、できるだけ早期に完了するように努めてまいりたいと考えているところであります。

○齋藤委員長 ご意見、ご質問。

佐藤委員さん。

○佐藤委員 確認なのですが、7ページのB地区のヨ-2の観測結果なのですが、これは平成27年の10月でその後のデータがないのですが、これは撤去されたということですか。というのは、平成27年10月に2.8という値、結構大きな数字が出ているのですが、これはどこかに振りかえた、ほかの井戸で振りかえたということですか。

○齋藤委員長 はい、どうぞ。

○佐々木再生・整備課長 3ページをごらんください。3ページの図の大体ど真ん中にヨ-2というのがございまして、掘削除去の時点でなくなっているためデータがない状況でございます。ここは、真っ赤になっている、2.8というふうに値が高いので、調査してみたら高濃度の土壌がある、汚染だまりがあるということで、地下水を揚水するよりも汚染源を取っ

てしまえということで、井戸がなくなったということでございます。

○齋藤委員長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。藤田オブザーバーさんいかがですか。他にももしかすればこういう対策を講ずるとか、さらにこのような対策をしていくとかご提案、あるいは県で考えている対策などについて何かおっしゃることがあればお願いします。

○藤田オブザーバー 今委員の方や県の方からのお話の中で、産廃特措法の5年延長された平成29年度末というのはあと1年ちょっと、それによって事業が完了しないのであれば延長もあるのではないかとのご意見がありまして、実際対策が平成29年度末で終わらないとなれば、岩手県は環境省と協議をして変更の同意をとるべきだと思います。

対策をどうするかということは、今後の土壤委員会、この協議会、あと県の対応で環境省と協議をしていくべきだと思います。委員長が言われたように、最大平成34年度までしか法律上延ばすことはできませんので、延びても平成34年度になります。その辺は今後の環境省との協議だと思います。

ただ、いずれにしても、平成29年度の半ばには方針が決まって、変更同意の手続をとらないと、さっき佐々木課長から途切れなくということがありましたけれども、同意を得るための協議というのは半年ぐらいかかると思っていたいてよろしいかと思しますので、平成29年の半ばくらいまでにはその手続をやっていただく必要があります。先ほど来3月の協議会に今後どうしていくかのスケジュールももう少し詳しく話があるだろうということでしたので、そこから進めて十分間に合うかなとも思っております。

○齋藤委員長 という状況だそうですが、具体的にどう決まるかわかりませんが、延長の可能性もありということで県には調整していただくし、あるいは必要な協議は進めていただくということは、皆さん方よろしいのではないのでしょうか。途中で終わりというわけにはいきません。二戸市さん、あるいは住民の方からも継続して安全確認というふうなことの意見は出ておりますので、現状を踏まえ、関係機関と協議あるいは交渉等という進め方をしておいていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この5年間でそれなりの浄化の目途がついてきたという、その前提でなお安全を確保するという意味合いで対策をとるべきだということでよろしいですか。県には、ひとつそういう形で協議会も理解しておりますということで、今後の対策・計画を進めていただければありがたいと思います。

ということで、この協議事項はよろしいでしょうか、皆さん方。

「はい」の声

○齋藤委員長 ありがとうございます。

それでは、その他として何か事務局からあればお願いします。

○佐々木再生・整備課長 特にございませぬ。

○齋藤委員長 どうぞ、生田委員。

○生田委員 先ほどの関連になるのですが、現場のごみの汚染の除去、浄化、そういったものと同時に、平成26年に県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループが組織されておりますよね。それはとても大事なことなので、現場の浄化対策と並行して後世に伝えるための検討行動をしていくべきと思います。その様な活動状況も、やはりこういう場でお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤委員長 事務局で把握していることがあればお願いしたいと思います。

○佐々木再生・整備課長 今年度は日程調整したのですが、なかなかメンバーの日程が折り合わないということで、1回しか顔合わせはしておりませぬ。その中では、今後の意見について、例えば木を植えようとかお花畑にしようとかという意見に対して各ワーキンググループの皆さんが、全国的な事例紹介ということで、先進地としてやっているようなところをピックアップして、どういうのを目指すかというような意見交換をしようというところまではなっているのです。これについては引き続き生田委員がおっしゃったように重要なことですので、また会合を持ちながら意見をお聞きしていきたいと思っております。

○齋藤委員長 よろしいですかと言うには余り詳しい説明はなかつた気がしますが、検討ワーキンググループを立ち上げて、委員の方からいろいろアイデアをいただくとか、学生・生徒さんのアイデアとか何か、いろんな巻き込んだ形の取り組みをしないと、ワーキングでこれがいいと言ったからといっても地域に根づかないという、そういうお話も出ていたと思います。1つミッションというか、対策に区切りがつけば、そちらのほうもまた大いに議論して進めていただければということでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○齋藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませぬか。いつも時間ぎりぎりまで行うのでありますけれども、何か今日は大事なことがたくさんあったのですが、とりあえず皆さんのご意見は一致したところでありませぬ。発言しなかつた委員の方、よろしいですか。言い足りなかつたということはないですか。



それでは、議事は終わりましたので、事務局にマイクをお返しいたします。ありがとうございました。

○長谷川主任主査 齋藤委員長におかれましては、長い時間議事進行ありがとうございました。

#### 4 その他

○長谷川主任主査 4、その他でございます。事務局からご連絡がございます。

次回の協議会ですが、3月18日土曜日に開催するという予定です。委員の皆様には、あらかじめ当協議会にご出席いただきますよう日程の確保をお願いいたします。また、委員の皆様には開催前にご連絡をいたしますので、そちらにご出席、ご欠席のご連絡をいただければと思っております。

以上で事務連絡を終わらせていただきます。

#### 5 閉 会

○長谷川主任主査 本日は、委員の皆様、長時間お疲れさまでございました。

以上をもちまして、第69回の原状回復対策協議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。